

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

マイナンバー制度への実務対応

<導入までのスケジュール>

平成28年1月より本格的にスタートするマイナンバー制度について、同テーマのビジネスセミナーもすぐ満員になるなど、企業の関心も非常に高くなっています。企業としては今年の10月から各個人にマイナンバーが通知されるため、実質的には残り半年程度で情報管理体制やシステムの見直し等を進めなければいけません。今回はマイナンバー制度導入に向けた今後のスケジュールと実務対応の留意点について解説します。

1. マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、行政が住民票を有するすべての人に個人番号(マイナンバー)を指定し、行政機関で保有する個人情報とマイナンバーを紐付けて情報管理を行うことで、行政事務の効率化や行政サービスの不正受給の防止等を図るために設けられた制度です。

当面は社会保障(年金、労働保険等)、税、災害対策の分野に利用が限られますが、将来的には他の行政サービスへの範囲拡大も検討されています。

企業としては、従業員や業務委託先等からマイナンバーを収集・管理し、労働・社会保険の事務手続きや税務書類の申告等でマイナンバーを記載することが求められます。

2. 導入までのスケジュールと実務対応

平成28年1月のスタートまでに企業が準備すべき内容について、時系列にまとめました。

* 弊所顧問先企業様についてはあらためて個別にご案内させていただきます。なお、税務面については顧問税理士の先生のアドバイスに従ってご対応ください。

■今後～平成27年8月

<対策チームの結成>

マイナンバー制度は様々な社内手続きに影響を及ぼすことから、関係各部署が協調して対策に当たる必要があります。そのため、人事、厚生、総務、社内システム、各事業所等、関連する広範囲な部署による対策チームの結成が重要です。その対策チーム主導のもと、自社の関連業務の分析を行い、番号対応が必要な部分の洗い出しを行います。

<社内体制の整備>

洗い出した業務に関し、対応策を検討します。具体的には、セキュリティ対策、マイナンバーの取得・管理に関する社内のルール作り、業務フローや使用する帳票類の改定、業務システムの見直し等を行います。

<委託先との事務処理、連絡体制の確認>

労働・社会保険事務を担当する我々社労士のほか、税務処理を担当する税理士等と今後の事務処理、連絡方法等の変更点について確認します。

<最新情報の入手>

国が示すガイドラインやQ&A等、マイナンバーに関する

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-5

ヒロビル2F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

Homepage：http://www.ys-office.co.jp

Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

最新の情報を得るようにしましょう。セミナー受講のほか、次のサイトも定期的にチェックされることをお勧めします。

【内閣官房のマイナンバーのポータルサイト】

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

■平成27年8月～9月

<従業員への注意喚起>

10月からのマイナンバーの通知について、従業員に周知をさせます。なお、マイナンバーは住民票の住所に「通知カード」(顔写真なし)という形で郵送されます。送られてきたらきちんと保管するよう事前に伝えてください。また、住民票とは異なる住所に住んでいる場合は注意が必要です。なお、海外赴任者で住民登録のない者には付番されません(帰国して住民票が作成される際に通知されます)。一方、外国籍の方でも住民票があれば付番されます。原則として一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

■平成27年10月

<各個人へマイナンバー(12桁の番号)の通知>

■平成27年10月～12月

<従業員からマイナンバーを収集、保管>

従業員からマイナンバーを取得する際は、厳格な本人確認が求められます。本人確認は、原則として次の3つの方法のいずれかで行います。

①個人番号カード*

②通知カード+運転免許証 or パスポート等

③番号の記載された住民票の写し+運転免許証等

なお、①の「個人番号カード」は、顔写真やICチップのついた身分証明書としても使えるカードを予定しており、申請をすれば、平成28年1月以降に市町村窓口にて交付を受けることができます。

■平成28年1月～

<雇用保険手続き書類や税務関係書類(源泉徴収票、扶養控除申告書等)への記載開始>

■平成29年1月～

<健康保険・厚生年金手続き書類への記載開始>

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

・36協定届の更新手続き(4月更新の場合)

・所得税の確定申告(3月16日まで)

● コラム ●

・現在、東京都社会保険労務士会の電子化推進部会に所属しており、このマイナンバー制については、セキュリティ体制の構築等、業界をあげて対策を進めています。

・5月13日(水)に労政時報カレッジで講演を行います。テーマは、「健康管理・残業代・パワハラに関する問題点の把握と実務対応」で、今行政が最も重点的に監督指導を行っている分野です。ご興味のある方は私山口までご連絡ください。(山口)